

台湾内販情報

子ども用レインコートが 商品検査マークの対象になります！

2015(中華民国暦104)年9月1日より、台湾で販売する子ども用レインコートが、BSMI(検験局)の検査対象品となり、検査申請および、商品本体、下げ札、パッケージのいずれかに商品検査マークの表示が必要となります。

1.検査対象

- ◆商品名「子ども用レインコート」(レインスーツ、ポンチョ、使い捨てレインコートも含む)
- ◆BSMI(検験局)発表の参考CCCコードに該当する子ども用レインコート (適用身長70cm以上150cm以下)
参考CCCコード:3926.20.00.90-2/6210.20.00.00-0/6210.30.00.00-8/6210.40.00.00-6/6210.50.00.00-3
※上記は参考であり、検査の対象品であるか否かは、BSMI(検験局)で判断される。

2.検査基準と検査項目

◆検査基準

- ・CNS 15503 子ども用品一般安全要求
- ・CNS 15291 子ども衣類に関する安全性規定 コードと引き紐 (年少と年長で要求事項が異なる)
年少：適用身長133cm以下。年齢7歳未満。 年長：適用身長133cmから150cm以下。年齢7歳以上12歳以下。
- ・商品表示法第9条の表示事項

◆検査項目及び基準値

- ・8種類のフタル酸エステル系可塑剤(DMP、DEP、DBP、BBP、DEHP、DNOP、DINP、DIDP)の総含有量が重量比0.1%以下であること
- ・重金属8元素の含有量(アンチモン<Sb>、ヒ素<As>、バリウム<Ba>、カドミウム<Cd>、クロム<Cr>、鉛<Pb>、水銀<Hg>、セレン<Se>)が基準値以下であること

物質名	Sb	As	Ba	Cd	Cr	Pb	Hg	Se
基準値(mg/kg以下)	60	25	1000	75	60	90	60	500

- ・レインコートのフードや頸部に使用しているコードと引き紐

・表示

- ①商品名
- ②主要素材または材質
- ③適用身長
- ④製造日(年・月・日)
- ⑤製造(委託)者名・電話番号・住所・原産国、輸入品は、輸入者・電話番号・住所も表示
- ⑥使用方法及び注意事項または、警告表示
- ⑦商品検査マーク



3.検査方法

「監視検査」と「検証登録」の2種類があり、検査費用も異なります。
上記の出荷前検査の他、市場抜き検査にてランダムに安全性の確認が行われる予定です。

お問い合わせ先
(一財) カケンテストセンター 東京事業所 GC戦略室 (目黒ラボ内)
担当：志賀・小林 TEL: 03-5759-4120